

文化会館

「時間帯」と「徴収する入場料の金額」の区分を、おおむねZホールに合わせて統一し、現行の単価の10%増を基本とします。

■対象施設

Zホール、江刺体育文化会館（ささらホール）、前沢ふれあいセンター、胆沢文化創造センター

その他の施設

記念館、博物館などの入館料は、市外からの集客も見込んでいるため、近隣の類似施設の区分、単価などとの均衡を考慮して次の施設のみ改定し、これ以外は据え置きとします。

市埋蔵文化財調査センター 一般：200円⇒300円、児童生徒：変更せず引き続き無料

奥州宇宙遊学館（展示室） 大人：200円⇒300円、小中高生：100円⇒150円

温泉、スキー場、キャンプ場その他観光系の施設は、今回の見直しの対象とはしません。これらの施設は、時節を見極めながら適宜見直しの判断を行います。

上記以外の施設は、料金区分はおおむね現行のまま維持し、単価は10%増を基本とします。

減免基準の内容

これまで「集会施設等使用料減免規則」と「スポーツ施設使用料減免規則」のそれぞれの基準により使用料を減免してきましたが、これらを統一した共通基準とし、これまで独自の減免基準を設けていた施設も、なるべく共通基準に統一することとした「公の施設使用料減免規則」を新たに制定しました。※次の施設はこの共通基準によらず独自の減免基準とします。Zホール、Zホール以外の文化会館（ホールなどのみ）、市ふれあいの丘公園、温泉、キャンプ場などの観光系施設、記念館、博物館など ※地区センターはこの共通基準のほか、地区団体などを対象とした独自の減免を行います

■減免基準

	区分（誰が何をするか）	減免割合	
		基本使用料	付加使用料
1	市が共催する事業で使用する時	全額免除	
2	市から委嘱を受けたもので構成する団体が使用する時（当該団体の活動目的に沿った使用の場合に限る）		
3	市から事業の委託を受けたものが当該事業で使用する時		
4	指定管理者が自らの管理する施設を使用する時（施設の管理運営を目的とする場合に限る）		
5	市内の認定こども園、幼稚園、保育所、小学校または中学校が教育活動または保育活動で使用する時		
6	市内のスポーツ少年団（市スポーツ少年団実施本部が実施するスポーツ少年団登録制度に基づき登録された団体に限る）が団体活動で使用する時		
7	市内の子ども会その他の少年団体が団体活動で使用する時		
8	市民公益活動団体が奥州市協働の提案テーブルで合意した認定事業で使用する時		
9	障がい者が構成する団体または障がい者を支援する団体が団体活動で使用する時	減免なし	
10	市内の公益法人、社会福祉法人または特定非営利活動法人が公益を目的とした活動で使用する時		
11	国または他の地方公共団体が使用する時		
12	市内の高等学校が教育活動で使用する時		
13	市内の公共組合、農業協同組合、森林組合または商工団体が公益を目的とした活動で使用する時		5割減免
14	市内の社会教育団体、生涯学習活動団体、市民活動団体、スポーツ団体、趣味講座団体、サークル団体、同好会などが団体活動で使用する時		

公共施設の使用料と減免基準が変わります

■問い合わせ
本庁行政経営室（☎34-2225）

市は、公共施設の使用料と減免基準を、4月1日の利用から変更します。これは、財政健全化に向けた重点的取り組みの一つとして、公共施設での使用料の負担を適正化するものです。対象施設や変更後の単価など、詳しくは市ホームページをご覧ください。



▲市ホームページ

使用料の内容

集会施設など

昼夜別の区分を廃止し、終日同じ単価とします。また「区分4・体育館など」の基本使用料は、スポーツ施設（体育館）の統一後の単価に合わせて引き下げとなります。

■使用料（1時間あたり）

区分		3月まで	4月から
基本使用料	区分1 会議室など（100㎡未満）	昼間 200円 夜間 300円	200円
	区分2 会議室など（100㎡以上）	昼間 400円 夜間 600円	400円
	区分3 ホールなど（400㎡未満）	昼間 800円	500円
	区分4 体育館など（400㎡以上）	夜間 1,200円	600円
付加使用料	冷暖房、ガスコンロなど	100～200円	100～200円
	照明（体育館など）	200円	200円

■対象施設（主なもの）

地区センター（分館や付属する体育館などを含む）、後藤伯記念公民館、市まちなか交流館、水沢地域交流館（アスピア）、市鋳物技術交流センター、水沢勤労者体育館、江刺生涯学習センター、江刺農業活性化センター、江刺ターミナルプラザ、江刺保健センター、前沢勤労者研修センター、前沢健康管理総合センター、奥州湖交流館、健康増進プラザ悠悠館、衣川セミナーハウス、衣川保健福祉センター、文化会館（会議室など。市文化会館（Zホール）を除く）

スポーツ施設

①体育館

原則として「1時間あたり」の料金区分に統一します（ふれあいの丘公園のスポーツ施設は、施設規模などから当面現行どおり）。また、施設によって単価が違っていたため、現行単価の中間値を基準に統一します（ふれあいの丘公園体育館、江刺中央体育館、江刺西体育館は、施設規模などから個別単価）。

■使用料（1時間あたり、一般利用の場合）
基本使用料 600円、照明使用料 300円

②野球場 ③陸上競技場、多目的グラウンド

原則として「1時間あたり」の料金区分に統一し、単価は区分ごとに10%増を基本とします。

④テニスコート

「1時間あたり」の料金区分に統一し、単価は、原則として江刺カルチャパークを10%増とした額に統一します。

■使用料

基本使用料（1時間あたり）220円 ※児童生徒は110円、照明使用料（30分あたり）330円

⑤フール

個人利用は、「一般」「児童および生徒」「幼児」の3区分による「1回当たり」の料金設定とします。単価は「一般」は50円増とし「児童および生徒」「幼児」は据え置きとします。

⑥その他スポーツ施設

相撲場と武道館などは、原則として「1時間あたり」の料金区分に統一し、単価はそれぞれの区分ごとに10%増を基本とします。また、相撲場は水沢公園相撲場を10%増とした額に統一します。

パークゴルフ場、弓道場は、整理・統一する必要性が少ないため、現行の料金区分のままとし、単価はそれぞれの区分ごとに10%増を基本とします。